

【久喜市】

端末整備・更新計画

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| ① 児童生徒数 | 10,041 | 10,040 | 9,755 | 9,628 | 9,372 |
| ② 予備機を含む整備上限台数 | 11,547 | 11,546 | -328 | -474 | -769 |
| ③ 整備台数 (予備機除く) | 0 | 10,040 | 0 | 0 | 0 |
| ④ ③のうち 基金事業によるもの | 0 | 10,040 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 累積更新率 | 0.0 | 100.0 | 102.9 | 104.3 | 107.1 |
| ⑥ 予備機整備台数 | 0 | 1,506 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの | 0 | 1,506 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 予備機整備率 | 0 | 15.0 | 0 | 0 | 0 |

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

現在の端末は令和3年4月から使用し、令和7年度末で5年を経過する。久喜市の端末使用率は全国的にも非常に高く、端末持ち帰りも頻繁にしていることから、故障率も高くなっている。よって、児童生徒端末についてはすべてを一括更新とし、その際、同様の状況を招かないよう、カバーやフィルムをつけるとともに、端末の取扱いにも十分に注意するよう一層の指導をしていく。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：10,664台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 100台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託 : 4,364台
- ・その他(児童生徒の課外活動等で利用) : 6,200台(各校の児童生徒数を勘案)

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和8年6月 処分事業者 選定

令和8年7月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

人数の算出については、住民基本台帳を基に算出しているが、転出入や区域外就学等の数値は考慮していない。